

浜松市が保有する公文書の公開等の実施に要する写しの費用に関する取扱

(趣旨)

第1条 この取扱は、浜松市情報公開条例施行規則（平成13年浜松市規則第45号）別表及び浜松市個人情報保護条例施行規則（平成16年浜松市規則第34号）別表に規定する写しの交付に要する費用のうち、その他の方法により写しを作成する場合の当該作成に要する費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用)

第2条 浜松市情報公開条例施行規則別表及び浜松市個人情報保護条例施行規則別表に規定する写しの交付に要する費用のうち、その他の方法により写しを作成する場合の当該作成に要する費用は、別表のとおりとする。

附 則

この取扱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公文書の種類		区 分	単 位	金 額	備 考
1 文書及び図画		写しの交付に要する費用	写し1枚につき	単色刷りの場合 10円	1 日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行う。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
				多色刷りの場合 50円	
		その他公文書の性質に応じて複写する場合における当該複写に要する費用		当該複写したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する額	
2 電磁的記録	(1) 録音テープ	録音カセットテープへ複写したものの交付に要する費用	1巻につき	実施機関が用意する記録時間120分のもの 150円	
				請求者が用意するもの 無料	
	(2) ビデオテープ	ビデオカセットテープへ複写したものの交付に要する経費	1巻につき	実施機関が用意する記録時間120分のもの（VHS） 250円	
				請求者が用意するもの 無料	
	(3) (1) 及び(2) 以外の電磁的記録	用紙へ出力したものの交付に要する費用	1枚につき	単色刷りの場合 10円	1 日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行う。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
				多色刷りの場合 50円	
		フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付に要する費用	1枚につき	実施機関が用意する3.5インチのフレキシブルディスクカートリッジ 50円	
		光磁気ディスクに複写したものの交付に要する費用	1枚につき	実施機関が用意する記憶容量640メガバイト（MO） 580円	
				実施機関が用意する記憶容量700メガバイト（CD-R） 80円	
実施機関が用意する記憶容量4.7ギガバイト（DVD-R） 110円					

		その他公開に際して特別の処理を必要とする場合における当該処理に要する費用		当該処理に要する費用に相当する額	
--	--	--------------------------------------	--	------------------	--